

林野火災注意報・警報

林野火災を防止し被害を最小限に抑えるために

令和8年3月1日運用開始

林野火災注意報の発令基準

以下のいずれかの条件に該当する場合に発令されます。

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないことがあります。

発令中の「火の使用の制限」

- ・山林、原野等において火入れをしない。
- ・煙火を消費しない。（花火等を、使用しない。）
- ・屋外において火遊びやたき火をしない。
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で、喫煙をしない。
- ・山林、原野等の場所で、喫煙をしない。
- ・残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末する。

林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合に発令されます。

林野火災注意報・林野火災警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務となります。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

発令された場合は、広域ホームページ、防災行政無線、消防車両での巡回等により、広報します。

能代山本広域市町村圏組合消防本部

TEL. 0185-52-3311

能代消防署 TEL. 0185-52-3311

ニツ井消防署 TEL. 0185-73-2327

三種消防署 TEL. 0185-85-3100

八峰消防署 TEL. 0185-76-3119